

伊自良南小学校 P T A 弔意規定

正会員、児童及びその家族に弔事等があった場合は、この規定により弔意の意を表す。

第1条 (弔事)

正会員及び児童等が死亡した場合には、下記により弔意を表す。なお、その地区の代議員は、その氏名及び葬儀の日を学校へ連絡する。

- 1、正会員及び児童が死亡した場合には、執行部役員（以下、役員とする）及び担当学級委員長が会葬し、香典1万円と生花一对を贈る。
- 2、教職員及び役員の家族（配偶者、一親等及び同居の子）が死亡した場合には、役員が会葬し、香典5千円を贈る。遠隔地の場合は、弔電により弔意を表す。
- 3、正会員及び児童が死亡した場合には、役員が通夜に出席する。なお、淋し見舞いは3千円程度とする。
- 4、伊自良中校区の他校の P T A 役員が死亡した場合には、上記2の者に準ずる。

第2条 (病気、災害)

- 1、正会員に病気や不慮の事故があった場合（入院1か月以上）には、役員で協議し、3千円程度の見舞いをする。
- 2、正会員の家が火災や水害等で大きな被害を受けた場合は、役員で協議し、見舞いをする。

第3条 (その他)

- 1、この規定により弔意を受けた者は、一切の返礼をしない。
- 2、この規定以外のことは、役員によりその都度協議をする。

付則

本規定は、平成6年4月1日から実施する。

平成16年2月27日改正（前文、第2条1・2改訂 第4条削除 第5条改訂）

平成25年4月22日改正（前文改定、第1条削除 第3条一部追加、第4条改訂）